

年金・退職金 NEWS

Vol.09

発行：e年金・退職金総合サイト 編集：NPO法人DC協会 千代田区神田神保町3-17-3-6F

- 寄稿 法改正後の厚生年金基金の展望
- コラム 厚生年金基金の廃止に伴う「退職金規程の見直し」の重要性
- コラム DC制度改定（平成26年1月）対応における留意点
- コラム 確定拠出年金でも万一の時の備えが必要
- 会員の声 個人型確定拠出年金における投資教育
- DC関連ニュース 見出し ダイジェスト/DC協会 セミナー予定
- 継続単位 認定テスト / 申込み要領・事務局より

特集 法改正後の厚生年金基金



法改正後の厚生年金基金

厚生年金基金制度の見直し等を柱とした「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が、4月1日施行された。すでに新聞等の報道によると、基金の約三分の一が解散などを検討しているという。法改正に加入企業はどう対応すべきか、という視点から基金に携わるDCアドバイザーに意見をまとめてもらった。今後もDC協会では、会報誌とセミナー等でこのテーマを追っていく予定である。

展望

法改正の目指すところと、企業として対応策について考えてみよう。

まず、(1)市場の激変があっても積立不足を来たさない超優良基金以外は5年を超えて存続を許さないという政策姿勢である。(積立不足は短期間に改善しないと「解散命令」を出す。)この方向を目指せる基金は限られているし、そういう基金もこの制度に見切りをつけて解散または代行返上を目指しているものもある。かつての大企業の代行返上ブームと同じ動きである。

次に、(2)現状、代行割れ、またはそれに近い基金には、5年以内の解散を推奨している。

特に代行割れ基金で、給付減額や掛金引き上げなど改善努力をしても、健全化の見込みが立たない基金には、解散をしやすくするため、国への納付額の軽減や、納付期間の延長等の措置、また各企業の納付債務の連帯債務性をなくするといった制度改正が行われる。このグループの基金はかなり解散の方向に向かって動いていて、最新の3月13日時点の厚生労働省の発表では、534基金のうち約3分の1の175基金が解散の方針を決めている。

(3)問題が多いのは(1)と(2)の中間の基金、代行部分の責任準備金はカバーできるが、加算部分を十分にカバーできない基金(従って、5年以後は存続できない基金)で、国は解散か代行返上を計画するよう勧めている。このグループの基金は代行返上を目指すものや、解散を覚悟しつつも当面の運営継続にこだわっているもの等姿勢が不分明な基金も多い。ただ注目すべきは、検討しているという代行返上計画(信託銀行等幹事金融機関がバックアップ)には、かなり甘い将来予測によるものも見られる。

たとえば、ここ数年加入員数が年平均1.8%減少しているのに、今後はそれが下げ止まり、5年後から

は増員努力が実って、1.5%ずつ増加に転ずるといようなハッピー・ストーリーが前提になっているものもある。これら基金に属する各企業としては、計画の当否を厳しく評価し、これに付き合う場合と、脱退等独自の途をとる場合の損得を定量的に計算検討してみる必要がある。

また代行返上は、加算部分はDBが引き継いでくれるので、積立不足があっても解散の場合のように加入者や受給者の権利が消滅してしまうようなこともないし、給付条件も厚生年金本体より有利である等、加入者、受給者にとって「耳あたりのよい」制度である。しかし、それらの優遇はすべて加入企業の負担において保持されるもので、代行返上は基金の問題点を将来に先送りすることにもなりかねない。従って、よほど有利な市場展開でもない限り、DBに移って後に、さらなる給付減額や掛金引き上げがありうると考えるのが妥当であろう。

一方解散の方向を示唆しながら、当面、存続や代行返上の可能性にも思い及ぼしている不決断型基金もあるが、不決断にはコストがかかるものであることを自覚すべきである。過去の残債を背負った基金の高い掛金を今後何年にもわたって加入企業に払わせることはいかがなものだろうか。

もう1つ大事なことは、基金がなくなった後、これに替る代替制度の設定である。特に代行割れやそれに近い基金では、過去の勤務に対する給付として既得権化しているものまで消滅してしまう。過去、将来の基金からの給付は、基金が退職金の一部でなく、追加的な福利制度だから、それが解散したので給付がなくなりますという一片の説明だけで済むものだろうか。



岸田文夫

企業年金相談センター 理事(相談役) DCアドバイザー

平成26年4月になり公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されました。厚生年金基金の行方に向けての準備が整ったといたい所ですが、いまだ解散や代行返上の方針が決まっていない基金も存在します。

今回の法改正では代行割れ負担が小さくなる可能性があり、分割償却もでき、連帯債務もなくなる特例解散が目玉の一つではありますが、そのための厳しい要件も存在し、掛金を引き上げて2年以上経過し、給付抑制の措置を講じないといけません。

かといって代行割れで通常解散してしまうと、一括で不足分を拠出できない加入会社もあり、容易には選択できないわけです。代行部分相当の資産は保有しているが、上乘せ部分の積立不足は抱えている代行割れ予備軍の基金は存続が難しいのであれば、代行返上や解散したうえでDBやDCを新設することも考えたいのかもしれませんが、必ずしも基金が用意できないかもしれません。

加入会社は会社や従業員、OBである年金受給者が不利益を被る結果にならないためにも、この基金問題に流されるままではなく、主体的に関わっていく必要があります。

文：年金数理人

コラム

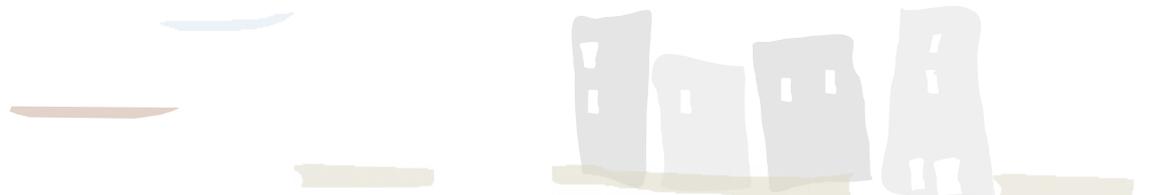
厚生年金基金の廃止に伴う 「退職金規程の見直し」の重要性

折棚 (DCアドバイザー)

厚生年金基金制度の見直し等を柱とした「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が、いよいよ今月1日から施行された。基金の事務局および加入企業においては、「制度の存続」「他制度への意向・鞍替え」「制度の解散・清算」の選択を少なくとも5年以内に迫られるが、その決断に至るまでには、利害関係者の調整など多くの困難が予想される。

一方で、基金の加入企業の中には、「上乘せ部分の掛金を支払わなくても良くなる」として、基金の解散をむしろ歓迎する向きも出てきている。しかし、事はそう単純ではない。加入企業において、基金制度を退職金制度の「内枠」と位置付けている場合、基金の解散による給付減を企業が何らかの形で負担しなければならず、企業の退職金負担はむしろ増える可能性がある。また、基金制度を退職金制度の「外枠」と位置付けている場合、基金の解散による給付減を企業が負担する義務はないものの、従業員にとっては不利益変更となるため、労使協議等の負担を伴うこととなる。

いずれにせよ、「移行ありき」「廃止ありき」ではなく、基金および各加入企業の事情を勘案した対応が求められる。



DC制度改定（平成26年1月） 対応における留意点

年金確保支援法(平成23年8月施行)によるDC法の改正点として残されていた ①資格喪失年齢の引上げ、②脱退一時金の支給要件の緩和、③国民年金基金連合会移換者の自動裁定 の3点が、本年1月1日に改正されました。以下、改正点について解説いたします。

1 資格喪失年齢の引上げ

企業型年金において、従来、60歳であった資格喪失年齢を、本年1月からは規約を変更することにより61～65歳の任意の年齢まで引上げ、新たにその間の掛金拠出が可能となりました。

この資格年齢喪失引上げの対象となる加入者は、

① 同一の厚生年金適用事業所において60歳以前から継続して雇用される者で、

- a. 定年年齢の引上げ(定年延長)
- b. 再雇用(資格喪失日が属する月の同月内の場合に限る)

により、60歳以降も雇用される者です。よって、資格喪失年齢を引上げた場合でも、60歳以上で新たに雇用された者は、加入者の対象にはなりませんので注意が必要です。

さらに、

② 60歳年齢到達により資格喪失した後も同一の厚生年金適用事業所に継続して雇用されている者で、

- a. 運用指図者(給付の請求をせず、運用のみを行っている者)
- b. 年金受給中(一時金で受給せず、年払いで受給中)の者(ただし、システム対応上平成27年1月から)

も、必ず加入者となります。一方、60歳年齢到達により資格喪失し、一時金として受給した者は、加入対象外となります。

また、

③ 平成26年1月以降に制度改定を実施し、60歳以前の勤続した期間について、退職手当制度、確定給付企業年金制度からの移換のある者は、60歳以前から雇用されていたとみなされるため、やはり加入対象者となります。

ここで注意しなければならないことは、資格喪失年齢を引上げた場合、上記の加入対象者は、一律に加入者とする必要があることです。特定の加入対象者のみを従来どおり60歳より給付できるようにすることや選択制にすることはできません。また、60歳年齢到達により資格喪失した運用指図者を加入させないという規約もできません。そのため、運用指図者となっている者や60歳の誕生日が近い者で、受取を予定した者にとっては、資格喪失年齢の引上げ後の資格喪失年齢到達または退職まで受給できなくなることになり、生活設計に支障が生じることも考えられます。加入対象者となる者に対しては、充分に説明の上、労使合意の手続きがとる必要があります。

その他、資格喪失年齢を引上げる場合の留意点として、

- ① 資格喪失年齢を上げた場合で、60歳以降の加入期間は通算加入者等期間に含まれません。従って、老齢給付金を受給するためには、従来どおりの支給要件を満たす必要があります。ただし、支給要件を満たす場合でも、引上げ後の資格喪失年齢到達または60歳超の退職後からしか受給できなくなります。
- ② 資格年齢を引き上げた場合、退職手当制度からの制度移換金があれば、再雇用者については、加入者資格の喪失と取得が同時に発生するため残りの金額を一括して移換する必要があります。一方、定年年齢引上げ(定年延長)により継続して雇用される者は、加入者資格の喪失が発生せず、加入者としての資格が単に延長されるので、一括移換はできず引き続き分割移換となります。
- ③ 再雇用の場合、引き上げられた資格喪失年齢前に退職し事業主返還規定に該当しても、再雇用以前に抛出された金額は事業主返還の対象とならず、再雇用後に抛出された金額のみが対象となります。(規約に定めることにより、再雇用者には事業主返還を求めないことも可能です。)なお、勤続期間の計算においては再雇用前の期間も含むことになっています。
- ④ 規約にマッチング抛出を定めている場合は、事業主掛金と同様に加入者掛金も引上げ後の資格喪失年齢まで抛出可能となります。

2 脱退一時金の支給要件の緩和

確定拠出年金は、原則として60歳まで途中の脱退、資産の引出しができません。ただし、従来から企業型年金を脱退した者が、

- ① 企業型年金において、個人別管理資産額が1.5万円以下の者が、企業型年金の脱退後6ヵ月以内に請求した場合
- ② 個人型年金加入者となれない者(公務員、専業主婦等)が、個人型年金運用指図者となり、加入期間3年以下または個人別管理資産額50万円以下で、2年以内に請求した場合は、脱退一時金の給付を受けることができます。
さらに、本年1月からは、
- ③ 継続個人型年金運用指図者が、加入期間3年以下または個人別管理資産額が25万円以下で、継続個人型年金運用指図者となった日から2年以内に請求した場合も脱退一時金の給付を受けることができるようになりました。なお、「継続個人型年金運用指図者」とは、企業型年金加入者の資格喪失後、企業型年金運用指図者または個人型年金加入者になることなく個人型運用指図者となった者で、その申出をした日から2年を経過した者をいいます。

3 国民年金基金連合会移換者の自動裁定

従来は、企業型年金資格喪失後6ヵ月以内に、企業型年金加入者、個人型年金加入者、個人型運用指図者として資産移換せず、自動的に国民年金基金連合会に移換された者については、①資産については、現金のまま据え置かれ運用されない。②管理手数料として年間600円が資産より徴収される。③給付の手続きができないため、給付されない。④老齢給付を受けるための通算加入者等期間に通算されない。などのデメリットがありましたが、本年1月より、このうち③については解消され、国民年金基金連合会移換者についても、個人型年金加入者とみなして、自動的に裁定され、給付が行われることとなりました。

以上のように、今年1月の改正においては、細かな規定が設けられており、注意点多くなっています。我々DCアドバイザーには、改定内容を十分に理解した上で、導入企業等へ適切なアドバイスをすることが求められています。

確定拠出年金でも

万一の時の備えが必要

死亡一時金のために受取人指定も考慮すべき

確定拠出年金では加入者又は加入者であった者が不慮の事故等で死亡した場合、運用中の資産は遺族に対して死亡一時金として支給されることになっています。請求は遺族(受給資格者)が、死亡した者が加入していた確定拠出年金の記録関連運営管理機関に対して行いますが、企業型の資格喪失日の翌月から起算して6ヶ月以内に手続きが行われなかった場合、その後は国民年金基金連合会に対して行うことになります。

請求できる遺族の範囲は以下の通りで、受取順位は項目順・記載順となります。

1 死亡した者が生前に受取人として指定した方

(指定を受けることができるのは、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)



2 配偶者

3 死亡した当時、主として死亡した者の収入によって生計を維持していた

(以下、「生計維持関係のある」)、子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)

4 生計維持関係にない子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

記録関連運営管理機関・国民年金基金連合会(以下、「RK等」といいます。)は、請求者の受取順位が遺族の中で最上位の方であることを、戸籍謄本等の添付書類で確認して支給します(実際の添付書類は各RK等でご確認ください)。

上記項目「1.」と「2.」の場合は、死亡した者と請求される方の関係が分かれば他の遺族の有無で受取順位に影響はないので添付書類は簡単に揃えられます。

しかし、上記項目「3.」と「4.」の場合は死亡した者と請求される方の関係のみならず、遺族の関係や生計維持のある・ないを明確にしたり、状況により他の遺族の同意を取り付けなければなりません。そのため、添付書類が多くなり請求者にとって負担が増えます。

特に、何年もの闘病生活の末に死亡した配偶者のいない者の場合、生計維持のある・ないを明確にする書類の入手が困難で、請求手続きが進められないことも考えられます。

RK等によりますと、生前に受取人指定する者は少ないようです。確定拠出年金の給付を受前に加入者本人が死亡することは考えたくないものですが、万一に備え、遺族の手続き負担を軽くするために受取人を指定されることも有意義な方法といえます。

また、遺族が確定拠出年金の資産の存在を知らない場合、当然手続きが遅くなることになります。生命保険に加入されている場合は、家族に契約書の場所や生命保険会社の連絡先を伝えていると思われます。確定拠出年金の問合せ先も伝えておくことも必要になると考えられます。

以下、**受取人を指名する場合**のいろいろな状況を考えてみます。

- 1** まず、受取人を複数名指定できるか、ということですが、これは複数名の指定が可能です。追加で指定したい場合は、提出する度に指定したい方を全て記入する必要があります。この場合、手続き前に登録している内容は、全て上書きで消去されます。
- 2** 次に、指定を受けた複数の者は同順位となるのか、ですが、指定を受けた人は同順位(第一位)となります。登録されると配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹は関係なくなります。また、複数名指定した場合は、死亡一時金を請求する際、代表者が受け取るようになります。
- 3** また、受取人指定手続きの際の必要書類ですが、この時点では本人と指定を受ける人との関係が分かる書類等は不要です(ただし、本人が手続きをしていることを確認するため免許証等のコピーが必要なものもあります)。実際に死亡一時金を請求する際に本人との関係書類等を添付することになりますが、生計維持関係の証明が不要となるため、指定していない場合より書類が少なくて済むケースがあります。

DC 関連ニュース 見出し ダイジェスト 2014.1~2014.3

近畿厚年基金、解散へ動き急、全国よりハイペース、資金力弱い「総合型」多く、4月施行の特例、背中押す。

2014/03/20 日本経済新聞 地方経済面 京都・滋賀

厚年基金の解散加速、3分の1が検討、厚労省調べ、来月からの特例制度視野。

2014/03/19 日本経済新聞 朝刊

個人マネー、動くか——日本証券業協会会長稲野和利氏、NISA、成長の原資に、若者へ普及、恒久化必要(創論)

2014/03/16 日本経済新聞 朝刊

団体年金利回り改善、生保6社17.9%、株価上昇が寄与、4~12月。

2014/03/04 日本経済新聞 朝刊

女性と老後——独身なら「自分年金」、2600万円を目標に(M&I)

2014/02/26 日本経済新聞 朝刊

確定拠出年金受託に力、中国銀、中小で導入機運、収益基盤拡大へ。

2014/02/19 日本経済新聞 地方経済面 中国

年金、制度再設計が急務、基金の保険料上げへ、高齢者雇用と両輪で。

2014/02/16 日本経済新聞 朝刊

広島銀、確定拠出年金、受託を拡大、中小の導入広がる。

2014/02/06 日本経済新聞 地方経済面 広島

個人型確定拠出年金、注意点は？転職で節税効果減る可能性(家計プロが答えます)

2014/02/05 日本経済新聞 朝刊

第一生命が企業年金向け商品、8資産に分散投資、利回りの安定狙う。

2014/02/01 日本経済新聞 夕刊

確定拠出年金、普及期に、14年度、富士通など導入、加入者500万人へ。

2014/01/23 日本経済新聞 朝刊

エプソン、企業年金の減額、労働組合と合意。

2014/01/23 日本経済新聞 地方経済面 長野

みずほ信託など大手3行、「JPX日経400」に連動、年金ファンド相次ぐ。

2014/01/22 日本経済新聞 朝刊

確定拠出年金と投資(中)8兆円市場に熱視線——専用投信やFP派遣活況。

2014/01/17 日本経済新聞 朝刊

公的年金、運用益最高に、昨年18兆円に倍増、株高が追い風。

2014/01/09 日本経済新聞 朝刊

個人型確定拠出年金における 投資教育

一色 徹太(いっしき てつた)

DCアドバイザー、CFPR、1級FP技能士、証券アナリスト(CMA)



金融機関で年金のファンドマネージャー、企業年金営業に20年以上従事し、FPとして独立。DCは制度創設時より一貫して販売業務、運営業務に携わる。現在、一色FPオフィス代表として、日々ライフプラン相談や執筆、セミナー、講演を行っている。

第1号加入者の増加傾向

筆者はFP(ファイナンシャル・プランナー)として、日々お客様のライフプランのご相談を承っています。キャッシュフロー表を作成し、老後の必要資金を推計し、豊かなライフプランの実現に向けアドバイスを行っています。

その中で最近、自営業のお客様から、個人型確定拠出年金(以下個人型とします。)の照会を受けることが多くなりました。NISAと税制面での比較で注目を浴びていることや、昨年一年間の株高・円安進展で、運用環境が好転したことが背景にあると思われます。実際、第1号加入者数は平成25年3月末の50,996名から、同年11月末には55,283名へと急増しています。(国民年金基金連合会及び厚生労働省調査より)

アベノミクスが起業・創業支援に熱心に関連の各種補助金、助成金制度が拡充されていることもあり、この傾向はしばらく続くものと思われます。

企業型との比較

第1号加入者として新規に個人型に加入する場合の投資教育を考えてみます。運用商品は、一般的には、運用関連運営管理機関(受付金融機関)から送付される運用商品一覧等の各種資料を読み、自分で決定することになります。企業型と同様の、制度導入時の投資教育や加入後の継続教育を受ける機会はなく、対面での個別相談も基本的にはできません。

筆者は、有力な運用関連運営管理機関10社のコールセンターに確認しましたが、個人型加入検討者および加入者への個別対応(運用に関する個別相談、セミナー開催等)を支店や支社で行っているケースはありませんでした。自社サイトのマイページに運用シミュレーションを用意している会社もありますが、「運用商品等についての不明点はコールセンターに照会」が各社の基本スタンスです。

個人型加入者は、まだ絶対数が少ない上、企業型と異なり加入時期や所在地がバラバラですので、運用関連運営管理機関側から見たら、コスト面からも、これはやむを得ないものと思われます。

個別相談の重要性

会社員と比較して収入面での変動が大きい自営業者にとっては、老後安定資金としての個人型の位置づけはより大きなものになります。年齢に応じたリスク許容度の目安というものは存在しますが、より踏み込んだ、今後のライフプランを鑑みたポートフォリオの構築が求められているのではないのでしょうか。

自営業者は、これらポートフォリオへのアドバイスやライフイベントが変化した時に、運用について個別相談ができるアドバイザーを求めています。「お金のことなので、電話ではなく会って話を聞いて欲しい」という声も多いです。

個人型は、税制面でNISAと比較されることがあっても、運用関連の広い意味での個別サポート・バックアップ体制では、NISAに及びません。体制確立が急務と思われます。

DC協会とDCアドバイザーが、個人型加入者への投資教育や、DC制度の一層の普及に貢献することを願ってやみません。

■東京「年金・退職金総合アドバイザー講座 全6回」

会場: 中央大学駿河台記念館

1	開催日時	6月4日(水)18:30～20:50
	継続単位	第2分野 3単位
1	内 容	第1回「企業年金制度の概要」 ・厚生年金基金・確定給付企業年金・キャッシュバランスプラン ・確定拠出年金(企業型、個人型)・確定拠出年金のマッチング拠出・前払い制度 ・中小企業における退職金制度(中退共、総合型厚生年金基金・確定拠出年金)
2	開催日時	6月11日(水)18:30～20:50
	継続単位	第2分野 3単位
2	内 容	第2回「公的年金の概要・退職給付会計と年金財政」 ・退職前準備教育と年金の活用 ・退職給付会計・年金財政・IFRSの概要
3	開催日時	6月18日(水)18:30～20:50
	継続単位	第1分野 3単位
3	内 容	第3回「確定拠出年金制度の制度設計」 ・確定拠出年金の運用実態と想定利回りの考え方 ・「運用」と「教育」に係る法制度の概要・確定拠出年金の給付設計 ・確定拠出年金の事業主責任と労使の役割・マッチング拠出の活用 ・確定拠出年金の普及状況
4	開催日時	6月25日(水)18:30～20:50
	継続単位	第3分野 3単位
4	内 容	第4回「確定拠出年金制度における投資教育のあり方」 ・確定拠出年金の運用の考え方 ・資産運用の基礎知識 ー金融商品の基礎知識 ・確定拠出年金の投資教育の内容と水準、考え方 ・確定拠出年金の今後の課題と展望
5	開催日時	7月2日(水)18:30～20:50
	継続単位	第1分野 3単位
5	内 容	第5回「企業年金制度の再編」 ・確定給付企業年金制度への移行 ・キャッシュバランス・プランへの移行・確定拠出年金制度への移行 ・中退共への移行 ・厚生年金基金改正法の解説、移行先制度の検討 ・給付減額・受給権の保護法制の解説・受託者責任と年金ガバナンス
6	開催日時	6月～7月 日程未定
	継続単位	第3分野 3単位
6	内 容	記念講演「企業年金制度を巡る課題と展望」 厚生労働省年金局企業年金課

セミナー予定は決まり次第、ホームページ、メールでご案内いたします。

第1分野

第1問 次のうち、企業型年金規約で資格喪失年齢を上げた場合、加入者とならないものを 1 つ選んでください。

- 1 60歳以前から加入者であった者で、同一の事業所で退職－再雇用制度により同月内に再雇用された場合
- 2 60歳以前から加入者ではあった者が、60歳で定年退職し、同様に資格喪失年齢を上げた企業型年金を採用している関連会社で再雇用された場合
- 3 60歳到達により資格喪失した者が引き続き雇用され、老齢給付の支給請求を留保し運用のみを行っている場合
- 4 60歳到達により資格喪失した者が引き続き雇用され、老齢給付を年金で受給している場合

第2問 企業型年金において規約で資格喪失年齢を引き上げた場合、再雇用により加入者となる者は、次の記述のうちいくつありますか。

- ・ 2014年8月10日満60歳を迎え、その日に定年退職し、翌日の8月11日に再雇用される者。
 - ・ 2014年8月10日満60歳を迎え、その日に定年退職し、翌月の9月1日に再雇用される者。
 - ・ 2014年8月10日満60歳を迎え、その月末の8月31日に定年退職し、翌月の9月1日に再雇用される者。
 - ・ 2014年8月10日満60歳を迎え、その月末の8月31日に定年退職し、翌四半期の10月1日に再雇用される者。
- 1 1つ
 - 2 2つ
 - 3 3つ
 - 4 全部

第3問 企業型年金の資格喪失年齢の引上げに関する次の記述のうち、もっとも適当なものを1つ選んでください。

- 1 60歳以降の加入者期間も通算加入者等期間に含まれる。
- 2 マッチング拠出を定めている場合は、加入者掛金は引上げ後の資格喪失年齢まで拠出可能である。
- 3 資格喪失年齢を引き上げたことにより退職手当制度から移換中に退職－再雇用となった場合、残りの金額を一括して移換する必要はない。
- 4 60歳以降の再雇用者が引上げ後の資格喪失年齢前に退職したことにより、事業主返還規定に該当した場合、再雇用以前の拠出金額も返還対象となる。

第4問 企業型年金の加入者資格を喪失した者で、脱退一時金の支給を受けられる場合に関する次の記述のうち、もっとも適当でないものを1つ選んでください。

- 1 個人別管理資産額が1.5万円以下の者で、6ヵ月以内に企業型年金へ請求する場合
- 2 個人型年金の加入者資格のない者が、個人型年金へ資産移換し、通算掛金拠出期間3年以下または資産額50万円以下の場合
- 3 個人型年金の加入者資格がある者が、個人型年金へ資産移換し加入者として掛金拠出をしたが、その後拠出を停止し資産額が25万円以下の場合、
- 4 個人型年金の加入者資格がある者が、個人型年金へ資産移換し加入者となることなく運用指図者として2年経過した時点で資産額が25万円以下の場合

第5問 企業型年金資格喪失後6ヵ月以内に何の手続きもせず、自動的に国民年金基金連合会に移換されたものに関する次の記述のうち、もっとも適当でないものを1つ選んでください。

- 1 資産については、現金のまま据え置かれ、運用されない。
- 2 管理手数料として年間 600 円が資産より徴収される。
- 3 給付の手続きができないため、老齢給付金は給付されない。
- 4 老齢給付を受けるための通算加入者等期間に通算されない。

第2分野

第 1 問 中小企業退職金共済制度(以下、「中退共」という。)に関する次の記述のうち、もっとも適当でないものを1つ選んでください。

- 1 中退共に新規に加入する企業への掛金助成金は、短時間労働者も対象となる。
- 2 中退共に新規に加入する企業は、加入前の従業員の過去勤務期間を 10 年を限度に通算することができる。
- 3 事業主は中退共の適用対象者に含まれる。
- 4 懲戒解雇された従業員の中退共より支払われる退職金は、減額することができる。

第 2 問 転職時における中退共の退職金の引継ぎに関する次の記述のうち、もっとも適当でないものを1つ選んでください。ただし、それぞれ必要な要件を満足するものとします。

- 1 中退共制度間の移動は可能である。
- 2 中退共制度と特定業種退職金共済制度間の移動は可能である。
- 3 中退共制度と小規模企業共済制度間の移動は可能である。
- 4 中退共制度と特定退職金共済制度間の移動は可能である。

第 3 問 中退共に関する次の記述のうち、もっとも適当でないものを1つ選んでください。ただし、過去勤務債務通算期間はないものとします。

- 1 勤続が1年未満の場合は、退職金は支給されない。
- 2 勤続1年6ヵ月であれば、掛金累計額相当の退職金が支給される。
- 3 従業員を懲戒解雇した場合、共済機構に申し出て退職金を減額することができる。
- 4 勤続3年7ヵ月以上であれば、運用利息と付加退職金が加算される。

第 4 問 小規模企業共済制度に関する次の記述のうち、もっとも適当でないものを1つ選んでください。

- 1 毎月の掛金は、1,000 円から 70,000 円までの範囲である。
- 2 掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となる。
- 3 掛金を4ヶ月払い込んだ者が死亡した場合、共済金を受け取ることができる。
- 4 掛金払込みが 18 年で 69 歳の者は、事業を継続しつつ共済金を受け取ることができる。

第 5 問 特定退職金共済制度に関する次の記述のうち、適当なものはいくつありますか。

- ・中小企業退職金共済と重複加入できる。
- ・卸売業の従業員数に関する加入要件は 100 人である。
- ・掛金は、月額 68,000 円まで所得控除の対象となる。
- ・遺族給付金制度がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ

申込み要領・解答欄

DC アドバイザー継続単位 認定テスト解答用紙

認定テスト番号: 2014-4 月

当日消印有効

提出期限: 2014 年 5 月 20 日

解 答	1 分野	1	2	3	4	5
	2 分野	1	2	3	4	5

<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	電話番号 ()
住所	
フリガナ	
氏名	性別 男 女
継続単位認定テストに関するお問い合わせ事項(登録事項の変更はこの用紙ではできません。)	
登録番号	(協会使用欄)

郵送での認定は有料です。ホームページからの認定は無料です。

- ① 解答用紙には解答の番号のみを記入して下さい。
- ② お名前(フリガナ)・性別・郵便番号・登録番号を必ず記入して下さい。記入漏れのある場合は、認定できない場合があります。
- ③ 解答用紙(コピー可)を切り取り、封書にて下記住所まで郵送で提出してください。
- ④ 郵送での認定申し込みは有料です。郵便小為替 500 円分を同封の上、お申し込みください。返信用封筒は不要です。
- ⑤ 結果は 3ヶ月程度で返送されます。

⑥ 正解は次号にて発表します。

※ 郵送での認定申し込みは有料です。

HP からの認定は無料です。(HP では毎月受験できます。)

送付先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-17-3 都ビル 6F
DC 協会事務局

※ 同一認定テスト番号の認定テストで重複して単位を取得することはできません。

※ 単位認定に関するお問い合わせは下記メール、FAX にお願いたします。

Email: master@nenkinnet.org

FAX: 03-3222-6008

■ Vol.08 号(認定テスト番号: 2014-150-1 月)の解答

(第1分野)

第1問=3 第2問=4 第3問=3 第4問=2 第5問=4

(第2分野)

第1問=1 第2問=4 第3問=2 第4問=3 第5問=4

事務局より

◇ 会員インタビューは会員アンケートで回答いただいた方にお声かけし、お願いしております。セミナーについてもアンケートを参考にさせていただいております。会員アンケートは会員マイページからダウンロードできます。また、ご請求書郵送の際も同封していますので、ぜひ、ご利用ください。

◇ セミナー開催が少ない地方会員の方のために、東京開催のセミナーについて 2014 年は WEB 視聴を試行する予定です。

◆ 表紙の写真、書籍紹介の記事を募集いたします。写真は風景に限らせていただきます。

ご意見やお問合せ先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-17-3 都ビル 6F

NPO 法人 DC 協会 事務局

E-mail : master@nenkinnet.org

TEL : 03-3222-6113 (10 時~16 時) FAX : 03-3222-6008

表紙「山梨県桃畑」

photo : Nobue Gonda